## 地域再生制度の概要

## ○ 地域再生法 (平成17年法律第24号)

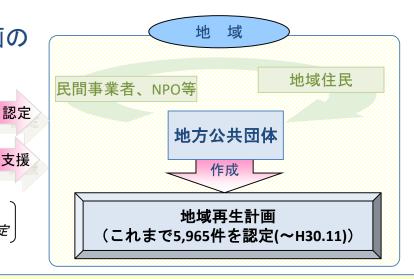
- ○地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、 認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の 再生に関する取組を支援
- ○地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生 活環境の整備」が3本柱
- 〇地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プ ラットフォームとして機能
- ○計画認定には、地域再生基本方針(閣議決定)への適合を確認

## 〇 地域再生計画の 認定プロセス

内閣総理大臣認定 関係行政機関の同意

支援

計画申請は年3回 申請から3月以内に認定



## 主な支援措置メニュー

- ■地域再生法に基づく支援
  - ①地方創生推進交付金
  - ②企業版ふるさと納税
  - ③地域再生支援利子補給金
  - 4企業の地方拠点強化の促進に係る課税の 特例等
  - ⑤エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・ 交付(地域再生エリアマネジメント負担金制度)
  - ⑥商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達 の特例等
  - ⑦「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例
  - ⑧「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑨農地等の転用等の許可の特例 (その他:特定政策課題の解決に資する事業への支援措置)

筡

府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)」と、個別の地 域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する「地域再生法」、これら2 つの法律が両輪となって地方創生を推進